

# 令和8年度 農作業労働賃金標準額・農地の賃借料情報

## ◆ 日雇作業 ◆

作業名	賃金(円)	摘 要
一般農作業	8,800	作業時間は1日8時間を基準とします。 昼食持参。 福島県最低賃金1,033円。
1時間当たり	1,100	
造林・下刈	9,500	

## ◆ 請負作業 ◆

(10a当たり、消費税込額)

作業名	請負額(円)	摘 要	
田畑耕起	ロータリー耕	7,400	耕耘深度は普通耕15cm、深耕25cm程度を基準とします。
	プラウ耕	10,500	
水田代かき	9,500	仕上植代まで。	
機械田植	7,500	苗代、よせ植別。	
バインダー稲刈	8,400	よせ刈り別。	
ハーベスター脱穀	7,000		
コンバイン	カッター処理	19,600	よせ刈り別。もみ運搬費2,000円込み(今年度から加えました)。 倒伏は割増。倒伏率100%…100%割増 倒伏率 50%… 50%割増 倒伏率 30%… 30%割増
	結束処理	22,000	
	乾燥もみすり	900	
もみすりのみ	530	玄米30kg当たり。色彩選別機は100円増し。	
色彩選別機	320	30kg当たり。	
稲発酵粗飼料収穫調整作業	33,000	細断・ラップ梱包作業・材料代を含む(10a見当：6個見積)	
ロールペラー	6,300	ラップ付き1個当たり。直径1mを基準。	
畔ぬり	66	1m当たり。	
育苗	920	1箱当たり。運搬は別。	
草刈り作業(肩掛式・背負式)	1,740	1時間当たり。機械持込。燃料代を含む。	
草刈り作業(自走式・手押し式)	3,250	1時間当たり。機械持込。燃料代を含む。	
草刈り作業(乗用・大型機械)	10,500	10a当たり。プラス1時間当たり1,100円。機械持込。燃料代を含む。	

◎ほ場条件など特に勘案する必要があるときは、当事者間で調整してください。

- (例) 農作業機械の長距離搬送など追加の経費
- (例) 山間部、湿田、未整理田等による悪条件割増

## ◆ 農地の賃借料情報 ◆

農地法の改正に伴い、従来の「標準小作料制度」が廃止され、代わりに農業委員会が、農地の賃借料の目安となる情報を提供することになりました。賃借料(10a当たり)は、令和7年1月から令和7年12月までの間に、農地法第3条と農用地利用集積計画によって締結された賃貸借契約を収集整理し、農地区分ごとに平均額と最高・最低額をそれぞれ算出したものとなっています。

農地区分	締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	田村市全域	8,000	9,000	5,000	825	
畑	田村市全域	13,000	15,000	5,000	4	

※ データ数は集計に用いた筆数で、金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農業委員会総会は、毎月17日前後に開催予定です。

各種申請書は、前月25日頃から前月月末までに提出してください。(月末が閉庁日の場合は直前の閉庁日)

- ◎農地の貸し借りは、農業委員会へ相談、または農地バンク(農地中間管理機構)へ相談・手続きをしましょう。
- ◎農地の転用や移動は、必ず許可を受けて行いましょう。
- ◎老後の幸せのために、農業者年金に加入しましょう。

※農業経営基盤強化促進法の一部改正により農地の権利取得の下限面積の要件は廃止となりました。(R5.4.1改正)  
※田村市空き家に付随した農地の権利移動・権利設定についても廃止となりました。(R5.4.1改正)

**田村市農業委員会**